

参加のあり方や住民と行政との協働によるまちづくりを推進し、多様な住民参加システムを構築していく必要があります。

そこで、住民と行政とが情報を共有しながら、その責任と役割を分担し、協力・協調し合うパートナーとしての協働関係を築き、住民参画の機会拡充、協働体制を確立するため、「自治基本条例」を制定する必要があります。

条例の内容は？

自治基本条例等を制定している自治体は、平成23年4月現在、全国で200を超えています。

一般的には、次のようなものです。

- ①まちづくりの運営に関する基本理念や基本原則に関すること
 - ②町民がまちづくりの主体であること
 - ③住民自治の実現に向けた、町民や議会、行政それぞれの役割に関すること
- このほか、町民の皆さんのご意見等を取り入れていきます。

「住民自治」って何？

「自治体の運営は、その自治体の住民の意思に基づき、住民参加によって行われるべき」という考えで、憲法上にも位置付けられています。つまり、「地域のことは地域の人たちが決める」とが住民自治です。

そのことを一層推進していくために、「自治基本条例」を制定し、町民と行政が協働して、桂川町に合ったまちづくりを行っていくことが求められています。

「協働」って何？

協働とは、地域のさまざまな問題や課題を解決するため、町民と行政が相互の理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力することです。

本町には、行政区（自治会）や各種団体等があります。このようなメンバーとの協働によって、町民ニーズに沿ったサービス提供や地域の課題解決などが効果的に行えるようになります。

町民と行政がともに創造する

「まちづくり講演会」開催！

町民の皆さんに、「自治基本条例」について、詳しく知っていただくため、講演会を開催いたします。皆さんの参加をお待ちしています。

【日時】 11月9日（水） 19時～

【場所】 桂川町住民センター 大ホール

【テーマ】 町民と行政がともに創造するまちづくり ～自治基本条例とは～

【演題】 対話から始めるまちづくり 自治基本条例に向けて

【講師】 西日本新聞社 編集局 報道センター記者 前田隆夫氏

●講師プロフィール

福岡県筑紫野市出身。1989年、西日本新聞社に入社。筑豊総局、東京支社報道部などを経て、2007年～2010年に編集委員（兼）九州大学客員准教授。地方分権や地域課題をテーマにした講義とゼミを担当。現在は報道センターで政治・行政分野を担当。

問合先 企画財政課 企画調整係

☎05・10005